

別紙

諮問第1009号、第1010号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件却下処分は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、警視総監が令和4年6月22日付けで行った別表2に掲げる本件一部開示決定及び本件却下処分について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定及び本件却下処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、令和5年2月21日に審査会に諮問された。

審査会は、令和6年2月16日に実施機関からそれぞれの理由説明書を、同年4月11日に審査請求人からそれぞれの意見書を收受し、同年2月22日（第179回第三部会）から同年6月26日（第182回第三部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具

体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1009号及び第1010号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 審査会の審議事項について

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求に対し、別表2に掲げる本件一部開示決定及び本件却下処分を行うとともに、本件開示請求に係る別記様式第5号（第5条関係）禁止等命令書（案）（その1、その2、別紙1及び別紙2）の次頁から数えて1枚目から5枚目までの文書については一部開示決定を、6枚目の文書については非開示決定を行った。なお、これら1枚目から6枚目の文書に係る各決定については、審査請求人は審査請求書において取消しを求めておらず、本件各審査請求の対象ではない。

したがって、審査会は、別表2に掲げる本件一部開示決定及び本件却下処分の妥当性を判断する。

ウ ストーカー行為等の規制等に関する法律に係る禁止命令等について

（ア）ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）5条1項は、都道府県公安委員会は法3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その者に対し、禁止命令等を行うことができる旨規定している。

さらに、法5条2項は、禁止命令等をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項の規定による意見陳述の区分にかかわらず聴聞を行わなければならない旨規定している。

（イ）法17条1項において、公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができると定められており、「ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則」（平成

29年東京都公安委員会規則第7号。以下「規則」という。) 2条において、法5条1項の規定による命令、法5条2項の聴聞等については、警視総監に委任する旨を、法5条3項の禁止命令等については、警察署長に委任する旨を規定している。

さらには、「ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程」(平成29年6月9日訓令甲第22号) 2条において、生活安全全部長が専決できる事項は、規則2条に掲げる事務とする旨規定している。

エ 行政手続法に係る文書等の閲覧について

行政手続法18条1項は、「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下(中略)「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる」旨規定し、聴聞の通知を受けた当事者等に対し、文書等の閲覧請求権を認めている。

オ 本件対象保有個人情報及び本件請求個人情報並びに本件非開示情報について

(ア) 本件一部開示決定について

別表2に掲げる本件対象保有個人情報は、審査請求人が法に基づく禁止命令(以下「本件禁止命令」という。)に関し、令和〇年〇月〇日、行政手続法18条1項の規定に基づき行った文書等の閲覧における閲覧文書のうち、意見の聴取通知書(案)の次頁に挟まれていた1枚の写真台紙の上部、下部それぞれに記録されている保有個人情報である。

実施機関は、本件対象保有個人情報について、本件禁止命令を執行するに当たり、管轄警察署長が警視庁生活安全全部長に対して上申をした際の関係書類の一部である旨説明し、本件非開示情報1は条例16条6号に、本件非開示情報2は同条2号及び6号にそれぞれ該当するとして、当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

(イ) 本件却下処分について

別表2に掲げる本件請求個人情報、審査請求人が上記（ア）と同一の機会に閲覧した文書のうち、別記様式第5号（第5条関係）禁止等命令書（案）（その1、その2、別紙1及び別紙2）の次頁から数えて、7枚目から11枚目までの文書に記録されている保有個人情報である。

実施機関は、本件請求個人情報は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の2において、同条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないとされている個人情報であるとして、本件却下処分を行った。

カ 本件一部開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

審査請求人は、本件非開示情報1は情報の入手先、評価・判断に関しての時期、範囲、当該事案の背景情報等が明らかになることで、今後のストーカー行為等の規制等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるような情報ではないことから、条例16条6号には該当しない旨主張している。

実施機関は、本件対象保有個人情報に貼付された写真の入手経路は様々であり、禁止命令等の申出者又は対象者の周辺者からの提供等、対象者の同意によらず入手したものを用いる場合があるため、開示することとなると、その内容から入手先のほか撮影時期、撮影場所等から禁止命令等に関して行う調査の手法等が推知される可能性があり、禁止命令等の対象者において、同命令等に係る調査への対策を講じるきっかけを与える等、ストーカー行為等の規制等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

審査会が検討したところ、実施機関が本件禁止命令の処分を行うに際し、必要な資料を作成するに当たって、どのような写真が使用され得るのかが明らかになってしまうと調査に係る手法等が推考されるおそれがあるほか、写真の提供先があれば提供先への抗議や嫌がらせ等が行われるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報1を開示することになると、上記調査が阻害されたり、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれ、今後、協力が得られなくなるなど、実施機関におけるストーカー行為等の規制等に関する事務の適正かつ円滑な遂行

に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査請求人は、本件非開示情報2は非開示部分を開示することによって開示請求者以外の者との信頼関係を損ない協力が得られなくなるというものではないから、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例16条2号及び6号には該当しない旨主張している。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、ストーカー行為等の規制等に関する事務は、必要な情報を収集する上で、関係者の理解と任意の協力は必要不可欠であり、開示することにより協力者及びその協力内容が明らかになった場合、当該協力者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなるなど、実施機関におけるストーカー行為等の規制等に関する事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報2は条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

キ 本件却下処分の妥当性について

審査請求人は、本件請求個人情報情報は本件禁止命令に関し、行政手続法の規定により閲覧した文書の一部であり、禁止等命令書と一体のものであるから、訴訟に関する書類には当たらない旨主張している。

実施機関は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」には、捜査中の刑事事件の捜査記録、不起訴記録、公判中の訴訟記録、刑事確定訴訟記録、公判不提出記録等を広く含むと解されるところ、本件却下処分において適用除外とした部分は、訴訟に関する書類の写しであり、当該文書が行政文書に添付されている場合であっても、実質的にその原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていると認められることから刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該

当すると説明している。よって、審査会は、その妥当性について検討する。

(ア)「訴訟に関する書類」について

刑事訴訟法53条の2第2項は、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用しない旨定めており、これを受けて条例30条の2は、法律の規定により個人情報保護法第5章第4節の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しない旨規定し、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報を条例に基づく開示請求等の適用除外としている。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること等から、個人情報保護法及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないこととされたものと解される。

また、刑事訴訟法53条の2第2項は、適用除外の対象として「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定しているところ、同法47条が「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(イ)「訴訟に関する書類」の該当性について

審査会が見分したところ、本件請求個人情報、実施機関において作成された特定事件に関する捜査書類（訴訟に関する書類）の写しの一部であり、当該文書が、実質的にその原本と同一の内容を有するものである以上は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められることから、条例30条の2に基づき、条例の開示請求等の規定を適用しないこととされている書類等に該当することを理由として開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 1

<p>本件開示請求</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律違反事件、令和〇年〇月〇日付け同法 5 条 3 項に基づく禁止命令に関し、開示請求者が、同法 5 条 4 項、準用行政手続法 18 条 1 項の規定により、令和〇年〇月〇日警視庁〇〇警察署で閲覧させていただいた文書等で A 4 版のもの合計 35 枚のうち、以下の保有個人情報</p> <p>1 禁止命令書（案）（別記様式第 5 号（第 5 条関係）のその 1、その 2、別紙 1、別紙 2）の次に挟んでいた 11 枚の文書（※ 1）</p> <p>2 意見の聴取通知書（案）（別記様式第 6 号（第 7 条関係）の（表）、（裏）、別紙 1、別紙 2）の次に挟んでいた 1 枚の文書（※ 2）</p>

別表 2 本件一部開示決定及び本件却下処分

1 本件一部開示決定		
本件対象保有個人情報	本件非開示情報	非開示理由
別記様式第 6 号（第 7 条関係）意見の聴取通知書（案）（（表）、（裏）、別紙 1 及び別紙 2）の次頁に挟まれていた 1 枚の写真台紙	1 写真台紙の上部で非開示とした部分	条例16条 6 号
	2 写真台紙の下部で非開示とした部分	条例16条 2 号 条例16条 6 号
2 本件却下処分		
本件請求個人情報	却下の理由	
別記様式第 5 号（第 5 条関係）禁止等命令書（案）（その 1、その 2、別紙 1 及び別紙 2）の次頁から数えて、7 枚目から 11 枚目までの文書	本件開示請求に係る保有個人情報は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当し、条例 30 条の 2 において、同条例第 5 章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるため。	

- ※1 別記様式第5号(第5条関係)は改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号)に規定されているもの。
- ※2 別記様式第6号(第7条関係)はストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号)に規定されているもの。